

保険年金

3 後期高齢者医療制度（被保険者証の更新）

75歳以上
対象

◇8月からの被保険者証を送ります

現在交付している被保険者証の有効期限は、7月31日(日)です。7月中旬に、新しい被保険者証を簡易書留郵便で送ります。また、令和4年度は、後期高齢者医療制度の窓口負担割合の見直しの影響により、後期高齢者医療に加入している人全員に、年2回(7月と9月)被保険者証をお送りしますので、有効期限に注意してください。

① 7月送付の被保険者証(薄緑色)

- 有効期限は令和4年8月1日(月)から令和4年9月30日(金)です
- 7月中旬に簡易書留郵便で送付します

有効期限が令和4年9月30日(金)までになっています

交付年月日 令和4年8月1日
後期高齢者医療被保険者証
有効期限 令和4年9月30日
被保険者番号 01234567
住所 大津市広域町1丁目3番28号

氏名 広域 太郎
性別 男
生年月日 昭和39年4月1日
資格取得年月日 平成29年4月1日
発給期日 平成29年4月1日

保険者番号 319121520110
保険者名 国民健康保険後期高齢者医療広域連合

1. 負担割合(表裏) ?

氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	X割
有効期限	令和4年9月30日

② 9月送付の被保険者証(クリーム色)

- 有効期限は令和4年10月1日(土)から令和5年7月31日(月)です
- 9月中旬に簡易書留郵便で送付します
- 令和4年10月1日(土)から一部の人の医療費の窓口負担割合が2割になります(詳しくは、広報くさつ9月号でお知らせします)
- 住民税非課税世帯の人は、変わらず1割負担です

有効期限が令和5年7月31日(月)までになっています

交付年月日 令和4年10月1日
後期高齢者医療被保険者証
有効期限 令和5年7月31日
被保険者番号 01234567
住所 大津市広域町1丁目3番28号

氏名 広域 太郎
性別 男
生年月日 昭和39年4月1日
資格取得年月日 平成29年4月1日
発給期日 平成29年4月1日

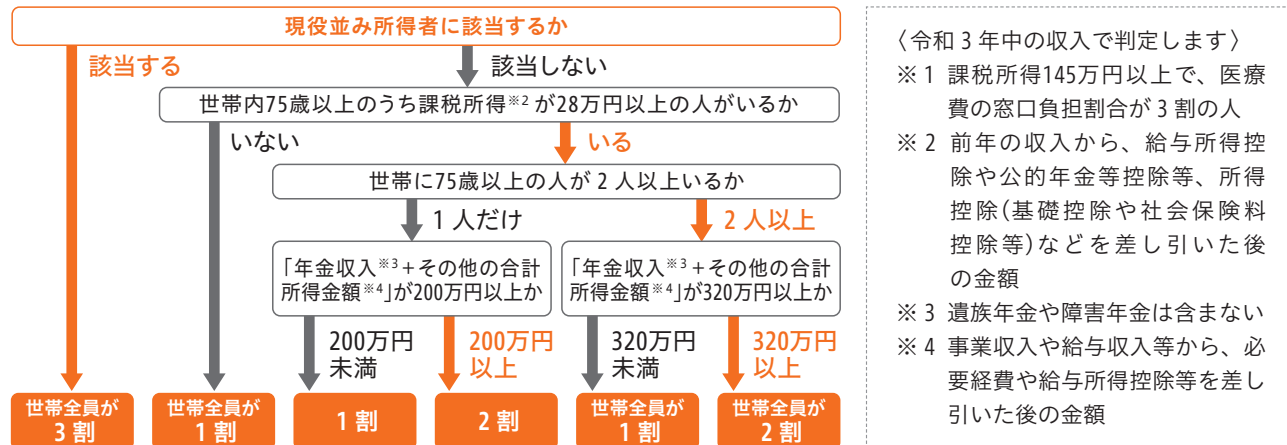
保険者番号 319121520110
保険者名 国民健康保険後期高齢者医療広域連合

1. 負担割合(表裏) ?

氏名	広域 太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	X割
有効期限	令和5年7月31日

◇窓口負担割合の見直しについて

10月から一定以上の所得がある人は、現役並み所得者※1を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。対象になるかどうかは、主に以下の流れで判定します。



2割負担になる人は、外来医療の負担増加額を1月当たり3,000円までに抑制する配慮措置があります。詳しくは、広報くさつ9月号でお知らせします。

申・問 県後期高齢者医療広域連合(大津市) ☎522-3013、FAX522-3023、保険年金課(1階) ☎561-2358、FAX561-2480

4 国民健康保険被保険者証(兼高齢受給者証)の更新

現在の被保険者証(兼高齢受給者証)の有効期限は7月31日(日)です。新しい紫色の被保険者証(兼高齢受給者証)は7月下旬ごろに送付します。

問 保険年金課(1階) ☎561-2366、FAX561-2480

保険年金

1 国民年金保険料
産前産後期間の
免除

出産予定日から出産月の前月から4カ月間(多胎妊娠の場合は最大6カ月間)、申請すると国民年金保険料が免除されます。産前産後免除期間として認められた期間は、老齢基礎年金を受け取る際には、全額納付したものとして保険料納付期間に算入されます。

対 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月以降の人

申 出産予定日の6カ月前～

2 国民年金保険料
免除・猶予の
申請受付

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請をして承認されると、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。令和4年度分(7月～来年6月)の手続きは、7月1日(金)から受け付けます。

対 ● 免除
本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人

● 猶予
50歳未満で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の人(世帯主の所得は対象外)

申 7月1日(金)～

①② 申・問 日本年金機構
草津年金事務所(西渋川一)
☎567-2220、FAX562-9638
保険年金課(1階)
☎561-2367、FAX561-2480

「低所得の子育て世帯
に対する子育て世帯
生活支援特別
給付金(ひとり親世
帯分)」支給 国制度

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、ひとり親世帯に給付金を支給します。要件がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。



対 ひとり親世帯の人

※児童扶養手当の受給者には、6月上旬に支給に関する案内を送付しています。現在、児童扶養手当の受給者で案内が届いていない人は、お問い合わせください

他 非課税世帯として、子育て世帯生活支援給付金(ひとり親以外の低所得の子育て世帯分)を受給した人は、当給付金を重ねて受給することはできません

申 来年2月28日(火)まで(必着)

申・問 子ども家庭・若者課
(さわやか保健センター2階)
☎561-2364、FAX561-6780

空家等実態調査を
実施します

市内の空家などの状況を把握するため、7月下旬～10月中旬に、調査員が現地調査を行います。皆様のご協力をお願いします。

問 建築政策課(4階)
☎561-1502、FAX561-2486

7月は「社会を明るくする運動」強調月間

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

この運動が
めざすこと

- 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

問 健康福祉政策課(2階) ☎561-2360、FAX561-2482
社会福祉協議会(大路二、キラリエ草津内) ☎562-0084、FAX566-0377

